

就任しました 教育委員

9月29日に開かれた令和5年度墨田区議会定例会9月議会本会議で、小山 勉氏の教育委員の任命について同意が得られ、10月1日付けで区長から任命されました。

【問合せ】庶務課庶務・教職員担当 ☎5608-6301



10月16日～22日は行政相談週間 行政相談制度

国に対する苦情や要望を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が受け付けます。

【とき】毎月第1火曜日午後1時～4時 **【ところ】**すみだ区民相談室(区役所1階) **【問合せ】**すみだ区民相談室 ☎5608-1616 *総務省行政相談センター「きくみみ東京」 ☎0570-090110 (IP電話からは ☎3363-1100) でも相談可

クレジットカード決済が利用できます 郵送請求手数料(住民票・戸籍等)のキャッシュレス化

住民票・戸籍等の郵送請求の手数料の支払いに、専用サイトからクレジットカード決済が利用できます(午前3時～5時はシステムメンテナンスのため利用不可)。定額小為替の準備や現金書留での郵送が不要になりますので、ぜひ、ご利用ください。

なお、郵送料はクレジットカード決済の対象外です。利用方法等の詳細は専用サイトをご覧ください。

【問合せ】窓口課証明係 ☎5608-6104



更新手続きをお忘れなく 大気汚染医療費助成制度

大気汚染医療費助成の医療券をお持ちの方へ、更新申請に必要な書類を、有効期間満了日の2か月前の月末までに郵送します。引き続き助成を希望する場合は、有効期間満了日の1か月前までに申請してください。書類が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、平成27年4月1日から、制度改正により新規認定の対象となる年齢が17歳以下になりましたので、ご注意ください。

【申請書提出先】▶保健計画課保健計画担当(区役所5階) ▶向島保健センター(東向島5-16-2) ▶本所保健センター(東駒形1-6-4) **【問合せ】**保健計画課保健計画担当 ☎5608-6190

65歳～74歳で一定の障害がある方へ 後期高齢者医療制度

65歳～74歳で一定の障害がある方は、希望により後期高齢者医療制度に加入できます。申請には障害の状態が分かる書類が必要です。手続等の詳細はお問い合わせください。

【対象】次のいずれかを保有または受給している方▶身体障害者手帳1級～3級または4級のうち下肢障害1・3・4号、音声・言語機能障害▶愛の手帳1・2度▶精神障害者保健福祉手帳1・2級▶障害年金1・2級 **【問合せ】**国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192

ご確認ください 児童手当・児童育成手当

児童手当・児童育成手当の10月期分(6月分～9月分)を、指定の口座に振り込みました。振り込みの通知は個別に行いませんので、通帳記帳などでご確認ください。申請や変更の届出日によっては、審査手続等のため、振り込みが遅れる場合があります。また、児童手当を受給している一部の方と育成手当を受給している方は、6月に送付した現況届と関連書類の提出がないと、手当を受給できません。提出がないと受給資格を失うことがありますので、至急ご提出ください。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【提出先・問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

ご存じですか 児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。受給には申請が必要です。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【対象】次のいずれかに該当する18歳の誕生日を迎えたあとの3月末までの児童(心身に中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童)を養育している父親・母親または養育者▶父母が離婚している▶父または母が死亡した、または生死不明である▶父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が1年以上拘禁されている▶父または母が保護命令を受けている▶婚姻によらないで生まれた **【問合せ】**子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

申請期限は11月30日です 子どもの学び応援事業

対象児童1人につき1万円分の図書カードNEXT(ネットギフト)等を配布しています。対象の子どもに申請のご案内を送付しましたので、申請期限までにお申し込みください。

【申請期限】11月30日 **【問合せ】**▶コールセンター ☎5577-4000 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時半～午後6時(祝日を除く)▶子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376 *詳細は区ホームページを参照

10月以降も受け付けています 新型コロナウイルス感染症の 電話相談と抗原キットの配布

発熱などの症状の相談を10月以降もコールセンターで受け付けています。また、区内の対象薬局では、有症状者・感染者と接触した方を対象に抗原定性検査キットを無料配布しています。詳細は区ホームページをご覧ください。

【電話相談先】かかりつけ医が▶いる場合=電話でかかりつけ医へ▶いない場合=墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) *感染症による不安やストレスなども相談可 **【問合せ】**保健予防課感染症係 ☎5608-6191

マンションの建設や改修の計画がある方へ すみだ良質な集合住宅認定 制度

集合住宅の居住に関する様々な機能について、ハード・ソフト両面に特に配慮された集合住宅を、「すみだ良質な集合住宅」として認定し、さらに高度な機能を整備した場合に整備費の補助を行っています。詳細は区ホームページをご覧ください。



【対象】分譲、賃貸、規模を問わず、新築または既存の集合住宅で住宅性能表示等に係る区の認定基準に適合しているもの *ほかにも要件あり **【補助内容】**▶整備費補助(子育て型)=機能整備費、キッズルーム整備費、プレイロット整備費、誘導面積住戸整備費▶整備費補助(防災型)=機能整備費、高度耐震・免震性能整備費、動力用自家発電機整備費▶居住者向け補助=居住者間自主活動経費 **【問合せ】**住宅課計画担当 ☎5608-6215

徴収が免除されます 学校給食費徴収免除・私立 学校就学者等支援事業

10月分以降の区立小・中学校の給食費は、徴収が免除されます(手続不要)。

また、私立・都立・国立・各種学校・区域外の小・中学校に通う児童生徒には3万円の支援金を支給します。10月1日時点で墨田区に住民登録があることが要件となり、対象者には申請書を送付します。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6304

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ 労災保険の給付

業務で新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付(療養補償給付、休業補償給付等)の対象となります。感染経路が不明な場合や自宅療養のみで医療機関を受診していない場合でも、まずは労働基準監督署へご相談ください。

【問合せ】▶向島労働基準監督署労災課 ☎5630-1033▶経営支援課経営支援担当 ☎5608-6185

納付書を送付します 介護保険料

介護保険料を納付書で納めている方へ、10月分～12月分の納付書を10月中旬に送付しますので、各納期限までに納めてください。なお、納付書で納めている方のうち、口座振替による納付への変更を希望する場合は、同封の口座振替依頼書でお申し込みください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

ご利用ください

すみだ郷土文化資料館の 地元ボランティアによる展示解説

【とき】▶個人=毎月第3日曜日午後1時～4時▶団体(20人以上)=申込時に調整 **【申込み】**

▶個人=当日直接会場へ

▶団体=展示解説希望日の1か月前までに電話で問合せ

先へ **【問合せ】**すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034

